

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

碧南市長 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつては
その代表者の氏名

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地			※ 受理年月日	年 月 日
△ 騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施設番号	
	別紙のとおり。		※ 審査結果	
			※ 備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、
図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

騒音の処理方法概要書

発生源である施設等					
A 発生源での騒音レベル		m デシベル	m デシベル	m デシベル	m デシベル
騒音対策による減衰値	B 音源対策による減衰	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
	C 距離減衰	m デシベル	m デシベル	m デシベル	m デシベル
	D 建屋による減衰	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
	E 防音壁等による減衰	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
	F 減衰値合計 B+C+D+E	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
敷地境界線での騒音レベル予測 A-F		デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
防音対策の具体的内容					
施設の使用時間		時分 時分	時分 時分	時分 時分	時分 時分
当該事業所に適用される規制基準値		【午前8時から午後7時まで】 デシベル	【午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで】 デシベル	【午後10時から午前6時まで】 デシベル	
区域の区分		第 種区域			

施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面